

千葉県地域福祉支援計画について

I 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

- 千葉県における地域福祉に関するこれまでの取組を踏まえつつ、社会・経済状況の変化や地域社会の変容等による新たな課題等に適切に対応するため、平成 27 年度を始期とする 5 年間の第三次千葉県地域福祉支援計画（以下「第三次計画」という。）を策定する。
- また、第三次計画の計画期間中は、介護保険制度の改正、生活困窮者自立支援制度や子ども・子育て支援新制度の本格実施等新たな制度改正等が予定されており、第三次計画では、これらの制度改正等を踏まえて地域福祉に求められる取り組みの方向性を示したい。

(2) 計画の位置付け

- 社会福祉法第 108 条に規定された都道府県が策定する法定計画
- 千葉県における地域福祉推進の基本方針であるとともに、市町村支援のガイドライン

(3) 計画の期間

- 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間（計画の中間点である平成 29 年度を目途に、必要に応じて個別施策の見直しを図る。）

II 計画の概要

○ 理念：互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会を目指して

- ・ 住民が主体的に進める地域活動
- ・ ひとり一人を孤立させない支援体制
- ・ 地域で連携・協働し問題解決

○ 施策の方向性

(1) 互いに支え合う地域コミュニティの再生

- ・ 市町村が行う地域福祉施策への支援
- ・ 地域コミュニティづくり推進への支援 等

(2) 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成

- ・ 福祉教育の推進
- ・ 福祉人材の確保・育成
- ・ 高齢者等の地域活動への参画支援 等

(3) 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化

- ・ 地域包括ケアシステムの構築促進
- ・ 地域で住み続けるための福祉施設・サービスの充実
- ・ 地域による子育て支援の充実

(4) 支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化

- ・ 総合的な相談支援体制づくり
- ・ 生活困窮者等に対する総合的な支援
- ・ 子ども・高齢者・障害のある人の権利擁護に関する相談等支援 等

III 計画策定のスケジュール

26年度	スケジュール	備考
4月	策定作業開始	
5月		市町村へのアンケート調査による課題等の把握
6月		
7月	骨子案作成	第1回計画策定・推進協議会※ (7/8)
8月		第2回計画策定・推進協議会※ (8/11)
9月	素案作成	
10月		第3回計画策定・推進協議会
11月		第4回計画策定・推進協議会
12月	県民等との意見交換会開催	意見交換会は5地域程度開催
1月	パブリックコメント実施	併せて社会福祉協議会委員・市町村への意見照会
2月	計画案（最終案）作成	第5回計画策定・推進協議会
3月	策定・公表	

※千葉県地域福祉支援計画・推進協議会

- ・ 千葉県地域福祉支援計画の策定及び進行管理をするため設置
- ・ 委員は15人（主に福祉団体関係者で構成）